

[検討事項] 本会議、委員会の原則公開

1. 考え方について

- ①議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則として公開で行う。
- ②本会議、委員会の傍聴手続きを簡素化する。

2. 福島市議会の状況

○本会議：原則公開

(地方自治法)

第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(福島市議会傍聴規則)

第 3 条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 一般席で会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、当該団体の代表者又は責任者が、当該団体の名称及び人員並びに代表者又は責任者の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者席で傍聴することのできる者は、市政記者及び議長の認めた報道記者とする。

○委員会

(福島市議会委員会条例)

第 19 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(福島市議会委員会傍聴規則)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会傍聴申請書により委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

(福島市議会会議規則)

第 95 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

第 96 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

3. 参考条文、参考事例等

○所沢市 第 6 条 (市民参加及び市民との連携)

議会は、会議を原則公開とする。

※所沢市議会委員会条例・・・第 19 条 委員会の会議は、公開する。

○四日市市 第 21 条 (会議の公開)

議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び各派代表者会議その他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

※四日市市議会委員会条例

・・・第 17 条 委員会は、原則として公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。